

東松山市立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

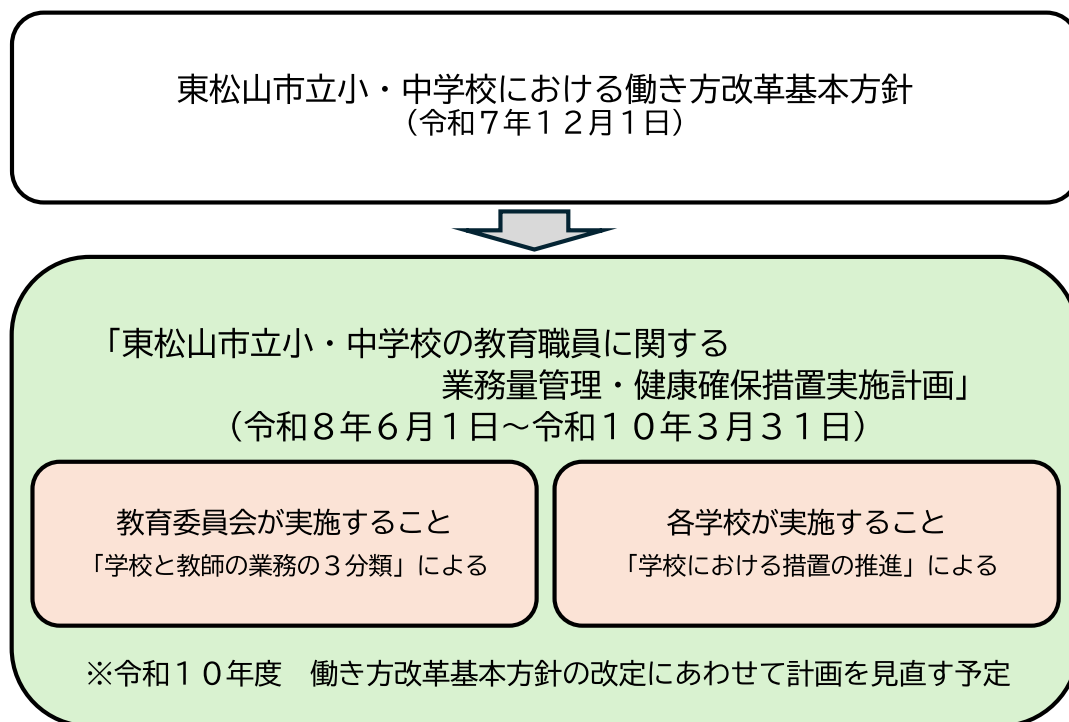
令和8年6月
東松山市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「東松山市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」とする）を作成することで、学校における働き方改革を推進し、教育の質の維持向上を図る。

(2) 本計画の全体像



(3) 本市の現状

本市では、平成31年3月「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和2年4月、令和4年4月と改定を重ね、教職員の在校等時間の縮減に向けて具体的な取組を進めてきた。こうした取組の結果、会議の精選と効率化、学校行事の見直し、教職員の業務見直しや意識改革等、学校の働き方改革に対して一定の成果が見られた。

【令和7年度 教育職員の時間外在校等時間の割合（3月調査）】

	月45時間以内	月80時間以内	年間360時間以内
小学校	72.6%	99.0%	53.8%
中学校	58.2%	97.4%	46.4%

改正給特法により、服務監督教育委員会は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされている。本計画は、こうした指針に基づき令和7年12月に改定した「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針」を踏まえて策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月 45 時間以内の教職員の割合を 100%にする。
- ・年間 360 時間以内の教職員の割合を 100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少する。
【令和7年度後期 12.7%】
- ・ストレスチェックにおける「仕事に誇りを感じる者」の割合を 90%以上にする。
【令和7年度後期 88.9%】
- ・教職員の年次休暇の平均取得日数を 15 日以上とする。
【令和6年度は 小学校 15.7 日 中学校 12.3 日】

3 計画の期間

令和8年度～令和9年度（2年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各校区の実情を踏まえつつ、保護者・学校応援団・地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金（集金）について、原則として学校が現金を取り扱わない体制を構築するため、引き続き業者などから情報収集を行うとともに、各校の状況を把握する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が教育委員会と連携したり、関係諸機関（警察等）に相談して対応したりするなど、当該苦情等に対応できる体制の充実を図るとともに、対応についての基準を策定する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・県教育局等からの文書内容を分析・検討し、学校への配信数を削減する。

◇学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・水泳授業については、引き続き民間委託を継続する。（小学校11校 中学校4校）

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動の地域展開を段階的に実現していく。
- ・平日の部活動については、「東松山市立中学校の部活動方針」に基づき、活動時間の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食についての対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導については、栄養教諭を積極的に活用する。

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・体育科における水泳指導は、民間委託を継続し、教師と指導員等で連携して行う。
（小学校11校 中学校4校）

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・校内教育支援センターで支援を受ける児童生徒を支援する特別支援員の配置を継続する。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる積極的な学校支援を行う。
- ・日本語指導員、学校司書の配置を継続する。

(2) 学校における措置の推進

市内各校においては、「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針」に示す「参考例」に基づき、各校の状況に応じて業務改善を図っていく。また、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回ることはないようにする（小4以上は年間で1086単位時間を超えない）。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の会議等の勤務時間内での設定など、日課表の見直し及び工夫改善を必要に応じて行う。
- ・留守番電話機能を効果的に活用し、負担を軽減する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促し、本人の希望に応じて実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各小・中学校の教職員の在校等時間を把握し、定例の教育委員会会議において適宜報告する。
- ・時間外在校等時間や年休取得にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

- ・各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職の研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。